

# 平成 30 年度 第 2 回仙台市環境審議会

## 議事要旨

日時：平成 30 年 9 月 3 日（月） 13:30～15:00

場所：仙台市役所 2 階 第一委員会室

### I 次第

- 1 開 会
- 2 諒 問

本市における地球温暖化対策のあり方について（諒問第 10 号）

- 3 市長挨拶
- 4 議事・報告事項
  - (1) 本市における地球温暖化対策のあり方について
  - (2) 地球温暖化対策検討部会の設置について
  - (3) 今後の進め方について
- 5 閉 会

### II 出席委員数

出席 20 名  
欠席 5 名

### III 議事要旨

司会	議事・報告事項に移る。 以後の進行については、仙台市環境審議会の組織及び運営に関する規則第 5 条第 1 項に基づき、渡邊会長にお願いする。
議長（渡邊浩文会長）	初めに、会議の公開、それから議事録の署名の件について確認させていただく。 まず、会議の公開に関しては、個人のプライバシーに関することなど、非公開の必要のある場合以外は、原則として会議を公開するということにしている。 次に、議事録の署名については、会長と出席委員 1 名の署名をもって正式な議事録とすることとしている。前回は青木ユカリ委員にご署名いただいたため、今回は五十音順に、大越和加委員にお願いしたいが、よろしいか。
各委員	異議なし

議長（渡邊会長）	<p>それでは、大越委員にお願いする。</p> <p>議事・報告事項に入る。</p> <p>まず、（1）本市における地球温暖化対策のあり方について、事務局より説明をお願いする。</p>
事務局（環境企画課長）	（資料1に基づき、仙台市の地球温暖化対策のあり方に係る背景や状況について説明）
議長（渡邊会長）	<p>ただいま事務局より、都市長から諮問を受けた内容の論点である地球温暖化対策を推進するための条例と（仮称）温室効果ガス削減アクションプログラム、それぞれとその背景等について説明いただいた。</p> <p>説明について、ご意見もしくはご質問等をお願いする。</p>
菅井茂委員	<p>シート4のグラフで、平成23年度、大震災のときに温室効果ガス排出量が大幅に下がったが、その後は800万トン台でずっと推移していて、なかなか下がってこない。平成24年度から急に高くなった要因、あるいはずっとそれが続いている要因はどんなところにあるのか。</p>
事務局（環境局次長兼環境部長）	<p>震災以降に900万トン近くの排出量になった要因はいくつかあるが、一つは、エネルギー消費の中でかなりの部分を占める電力の二酸化炭素排出係数の増加である。</p> <p>電力を生み出すうえで、例えば、火力発電所のウエートが高ければ、排出係数が高くなり、その電気を使用することで、結果的にCO<sub>2</sub>の排出量が増える。東北の管内では原子力発電所が稼働しておらず、火力発電のウエートが大きいことなどが要因となっていると思われる。</p> <p>また、震災以降の人口の増加や、震災にかかる経済活動の活発化など、複合的な要因を背景としてCO<sub>2</sub>の排出量が増加し、その後においても状況にあまり変化がないため、高止まりの状況が続いていると理解している。</p>
菅井茂委員	<p>今は電源を火力に頼っているという状況は、今後変わる見通しがあるのか。その辺が変わらないのであれば、あまり排出量も変わらないのではないか。また、人口については多少これから減少すると思うが、経済活動の活発化は、ますます必要になってくることを考えると、排出量が減る要素はあまりないのではないか。</p>
事務局（環境局次長兼環境部長）	<p>経済活動の活発化や人口の増加は、都市としては決してマイナスではなく、むしろプラスの要因だと理解している。</p> <p>電源構成の面から見ると、再生可能エネルギーのウエートを今よりさらに高める方向での施策が、電力小売り自由化の中で進められている。原子力発電所の今後の状況も関わってくるが、基本的には火力発電から再生可能エネルギーへのシフトが一定程度進めば排出係数が下がり、結果として排出量が減る。</p> <p>また、行政が市民・事業者と協働して取り組みを進めることによって、</p>

	1人当たりのエネルギー消費量を減らす。 これらにより結果として今よりは減らす方向に持っていくのではないかと考えている。
菅井茂委員	この計画を立てるときには、原発が稼働する前提だったと考えられるが、稼働しない状況で、代替として再生エネルギーを導入していくにしても、排出係数は原発が稼働していた頃の水準までは、なかなか及ばないのではないか。その中で、頑張ってこの削減目標を達成するのはかなり無理があると感じた。
事務局(環境局次長兼環境部長)	シート4に示した平成32年度までの目標を達成できるかは、残り2年間という極めて短期的な期間では難しい側面もある。ただし、国のパリ協定に基づく中期目標は2030年度に設置している。また、本市の平成32年度の目標も、2030年度の目標からバックキャストした数値である。そのため、もう少し中長期的な視点で見た場合に、電源構成の問題だけでなく、市民・事業者、さまざまな主体の取り組み、特に企業活動におけるCO <sub>2</sub> 削減対策が必要になるとを考えている。目標の達成に向け、行政として、市民・事業者の主体的な対応が進むよう取り組んでまいりたい。
渡辺博委員	他の政令市の状況に最も関心がある。シート11を見ると、北海道と札幌市、両者が、事業者の温室効果ガス削減に向けた制度に関する条例を定めるなど、道府県と政令市、両者とも条例を定めている例が見られる。 そこで、宮城県の動向は今どうなっているのか、仙台市が条例を作っていくことと今後の宮城県の動きをどう考えているのか伺いたい。 また、要綱等の定めにより制度を実施している政令市が神戸市と福岡市の2市ある。条例に定めることが最も望ましいと考えるが、要綱に定めている市もあるため、要綱ではなぜ不可なのかについても説明をお願いしたい。
事務局(環境局次長兼環境部長)	1点目の宮城県の動向については、把握している範囲では、現在は具体的な仕組みの検討にはまだ至っていないという認識である。 もう1点については、例えば温室効果ガス削減計画書の提出を義務化するような内容であれば、要綱での対応は難しいという点から、他の政令市、都道府県等では条例によって定めた上で提出いただいており、より実効性を高める意味では、要綱よりは条例のほうがより望ましいと考えている。
渡辺博委員	都道府県と政令市それぞれで条例をつくっている場合に、どのような役割分担をしているのかについてお聞きしたい。
事務局(環境局次長兼環境部長)	都道府県より政令市が先行して定めているケースが多いと理解している。この場合、都道府県は政令市以外の事業所を対象とする目的として、定めていると思われるが、それぞれの政令市・都道府県の役割分担については即答しかねる。今後、必要に応じて示していきたい。

渡辺博委員	人口も多く経済活動も盛んな政令市が率先して取り組んでいくことは大切であり、進めるべきであると思うが、県の条例と仙台市の条例との関係というのはやはり気になる。事案によっては、県が条例を持っているのであれば仙台市がつくることはないという意見もある。仙台市が先行し、後で県が作る際にどう調整するかという問題も生じる。その際に考えるべきことではあるが、これから議論する際に、少しその辺も意識しながら議論していければよい。
金野由之委員(後藤康宏委員代理)	<p>CO<sub>2</sub>の削減計画について、県では地球温暖化対策実行計画を平成10年頃に策定し、何度か定期的に改定している。昨年度から新たな計画の策定作業をしており、秋頃に完成予定である。</p> <p>これまでも、市民の共通意識としてCO<sub>2</sub>削減の意識を持って、みんなで取り組んでいきましょうということで進めてきているが、先ほど冒頭で市長がお話しされたように、CO<sub>2</sub>の地球への影響が非常に大きくなっているので、計画案の中では「流れを変える」という表現で、気持ちを入れ替えて取り組んでいく必要があるという内容を盛り込んでいる。</p> <p>ただ、具体に市民や事業者がどんな取り組みをしていくのかという部分が今後大変になるため、それをどのように皆さんに伝えていくのかがこれからの課題となっている。</p> <p>もう一つ、再生可能エネルギーの推進については、条例で定めている。こちらも、昨年度から改正作業を行っており、今度の9月議会に提案し承認をいただくこととしている。</p> <p>これは、東日本大震災で被害を受け、原発も止まっている中で、やはり県内では、再生可能エネルギーを増やしていくかなくてはいけないという姿勢に立っている。太陽光、県内でもあまりない風力、小水力発電事業の技術的な開発が進んでいる水力など、こうした再生可能エネルギーを増やしていくため、計画づくり等をしているところである。</p>
議長(渡邊会長)	県、市、双方の議論にはタイミングの違いが当然あると思うので、まずは情報収集等をしっかりとしていただきたい。
加藤けんいち委員	<p>説明いただいた趣旨、また背景については理解する。今回、条例を制定して、実際に削減に向けて取り組んでいくという中で、事業者のアクションプログラムが大きなキーになると受けとめた。</p> <p>ただ、この計画書制度というのは、既に国の省エネ法に基づいて動いている中で、各自治体でも条例を作るダブルスタンダードである。温室効果ガス削減計画書制度モデル事業の中で、10社中4社が削減に成功されたとの説明だが、これらは国の省エネ法の制度が適用される事業所である。省エネ法に基づく制度の成果なのか、市のモデル事業だけで成果を上げた事業者があるのか等の分析について、モデル事業の成果をお聞きしたい。</p>

事務局(環境局次長兼環境部長)	<p>シート5をご覧いただきたい。「うち、一定量以上のエネルギーを使用する事業所のみで全体のおおむね4分の1」という記載があるが、これが委員から紹介いただいた省エネ法に定める制度の対象となり、国に排出量の報告が必要な事業所である。</p> <p>市内では87の事業所が該当するが、この中から10事業所をピックアップしてモデル事業を実施した。なお、宮城県にもご協力いただき、宮城県の庁舎もそのうちの1つとしており、そういう面での連携を図った経過もある。</p> <p>モデル事業によるエネルギー使用量の削減については、他の先進事例や先行都市を見ると、3年ないしは5年間の中でおおむね10%程度削減の効果を上げているような状況だが、これは短期的にすぐ効果が出るという性質のものではないという一面もある。</p> <p>先ほど、効果が出た例として4事業所と申し上げたのは、業種、業態によってこうした対策をすれば効果があるという、具体的な助言、アドバイスをした事業所の中で、エネルギー使用量が減った事例を取り上げたものである。</p> <p>蛇足だが、逆に、事業活動が活発化して、一部ではCO<sub>2</sub>排出量が増えている事業所もある。事業活動が活発化した場合でも、事業活動の増加分ほどはCO<sub>2</sub>が増加しなかった、など、その点を評価することも大事だと考えている。</p>
加藤けんいち委員	<p>今回の提案の中身を見ると、省エネ法で指定を受けている事業所が市全体の排出量の4分の1を占めているが、この87事業所は、国の法律でもって既に報告制度が動いているという前提がある。どういったところを対象とするかはこれからこの審議会で議論していくことになろうかと思うが、既に省エネ法の指定を受けている87事業所のみでは、国とのダブルスタンダードであり、幾ら対象にしても減り幅が少ない。</p> <p>今後、審議会として考えていくべきは、この87事業所以外の地元の中小企業にまで拡大を迫っていくかどうかであり、そこが論点になろうかと思われる。この点について、事務局として、現段階での考え方等があれば伺っておきたい。</p>
事務局(環境局次長兼環境部長)	<p>このアクションプログラムの主要な論点は、対象をどうするかということだと考えている。</p> <p>例えば、仮に義務化するのであれば、どのライン、どこの事業所にするのか。また、義務化まではいかなくとも、広く推奨するなど、何らかの形でこの制度に加わっていただくこともあり得る。</p> <p>いずれにしても、2つポイントがあると思っている。</p> <p>まずは負担の問題である。その事業所で使用しているエネルギーから排</p>

	<p>出される CO<sub>2</sub>を算出する作業が発生する。省エネ法の指定を受けている事業所であれば、これまでも算出作業を行っているため、手間暇がそれほど大きくは加わらない。</p> <p>これを、例えばこの 87 事業所以外の中小の事業所にも展開しようとした場合、まずそのベースの部分の負担が新たに発生するという課題がある。その負担を緩和するため、エネルギー使用量全てを報告いただくのではなく、エネルギーの種類を絞るなどの方法はありうる。</p> <p>もう一点のポイントは、取り組んでメリットのある制度にするためにどうするか。当然、エネルギー消費量の削減が能動的に行われることによるコスト削減は期待できるが、それ以外の何らかのメリットがある仕組みでなければ、義務化しない場合はおそらく参加しない。それは大きな事業所も同様なので、対象とするライン、義務化するのか推奨とするのか、評価・検証の仕方を含めたメリットのある仕組みをどう作っていくかというのが、この制度を検討するに当たってのポイントだと現時点では考えている。</p>
加藤けんいち委員	<p>そのとおりだとは思うが、今回の資料を見ると、特定の一定量以上のエネルギーを使用する事業所が全体の排出量の 4 分の 1 を占めているという資料で、ここを対象にして排出量を削減すれば、あたかも減るという表現になっている。そこはもう国の制度で対象になっているため、これから的是議論のときに、国の制度で対象となっていない部分がキーになってくるのではないかという趣旨なので、ぜひその点についてはご理解いただきたい。</p>
議長（渡邊会長）	<p>どうしても効果的な削減を考えると、大きい事業所を対象にすることとなりがちだが、それだけではなく、少なくとも省エネ法の特定事業者以外も含めて議論すべきというご提案、感謝する。</p>
引地智恵委員	<p>みやぎ工業会の代表として出席しているが、会員は、ほとんどが中小企業の事業所である。</p> <p>先ほどからモデル事業の話題が上がっているが、具体的にどのようなことを実施したのか、教えていただきたい。費用対効果の問題もある中で、中小企業として導入できるものがあれば、ぜひモデル事業に参画したいと思っている方もいらっしゃる。</p>
事務局（環境企画課長）	<p>それでは、モデル事業について少しご説明させていただく。</p> <p>資料 1 のシート 12 をご覧いただきたい。こちらの制度は、通常、他都市では、計画書制度として 3 年間から 5 年間の期間で行っているが、その制度をベースに、1 年半という短い期間で取り組んでいただいたものである。</p> <p>事業者の方からは、自身の事業所でどのように CO<sub>2</sub> の排出削減を行っていくかという計画書を作成していただく。今回は、省エネ法の報告制度の対象になっている事業所だったこともあり、本市からは省エネ法に基づき作</p>

	<p>成しているような計画書をそのまま転記すればでき上がるような形での支援ツールなどもご提案し、書類の作成の負担軽減をするというような助言を行った。</p> <p>そして、実際に計画に基づいて対策を実施していただくに当たっては、本市から、このような形にすると CO<sub>2</sub>、あるいはエネルギー使用量が削減できるのではないかというような助言、提案を行った。エネルギーの使用が削減されるということは、当然 CO<sub>2</sub> の削減につながるが、その分、事業者にとってもエネルギーの使用にかかるコストが削減できるという具体的なメリットもある。そのような具体的なメリットも説明しながら助言を行ったところである。</p> <p>なお、今回のモデル事業に関しては、目的がこの事業に取り組むことによる事業者から見た場合のご意見、ご要望あるいは課題と思われること等の抽出だったため、具体的な排出量の増減に関しては、あくまで任意で、もしお知らせいただけるのであればという形で頂戴したものである。</p> <p>定量的な結果は、現在は 10 事業所中 8 事業所から頂戴しており、その中で、4 事業所で実際に排出量が減少している。</p> <p>このような一連の取り組みをモデル事業の中で実施していただいたという状況である。</p> <p>モデル事業については、あくまで一定量以上のエネルギーを使用している事業所を対象とした形で実施してきたが、他都市の事例を見た場合には、もっと中小の事業所、エネルギー使用量がより小さい事業所にも、任意の取り組みとして、市の方からこうした助言・情報提供を行うことにより、エネルギーの使用あるいは CO<sub>2</sub> の削減を推奨している事例もある。そのため、より小さい事業所にも、今後、制度にご参加いただければ、エネルギーの使用量あるいはエネルギーコストの削減にもつながるというメリットがあると考えている。</p>
事務局（環境局长）	<p>今、担当課長から申し上げたが、今回のモデル事業、加藤委員からもご指摘のとおり、主に省エネ法で対策をとられている方々を対象に実施した。</p> <p>事業者の皆さんには、これまで取り組みを進めてきてはいたが、市の職員が現場に入って具体的な状況を見て、この業種でこういう状況であれば、こういう対策を行うとさらに減る、というようなメニューを具体的にお示した。</p> <p>例えば、温熱配管のバルブのところの断熱を行っていない事業者に、断熱効果のある配管に変えるとまた熱効率が上がるという事例を示して、実際そうした取り組みをしていただいた。</p> <p>また、省エネ法の定めがある中で、事業者全体である程度は削減に取り組んでいると思われるが、今回のモデル事業で、現場の人間がこのように</p>

	<p>取り組んでいるというのを会社の中でも認めてもらった、自分たちの業務の評価というものにもつながった、というご意見や、省エネ、効率化に関する具体的なメニューを受けて、さらに取り組みが進んだ、というご意見や評価をいただいた。その削減分が全体の何%かという部分は、まだ期間も短く、そもそも事業活動の増加という面もあるため、報告はいただいているが、8事業者の報告の中では4事業者がある程度の効果を実感しているという報告をいただいたというところである。</p>
引地智恵委員	<p>事業所で今まで対策を行ってきたが、仙台市が入り、気づきを与えたり、何かにアドバイスをして、さらによくなったと事例ということだが、モデル事業を実施した10事業者はある程度の規模の事業者なので、もっと小さいところ、一般にいう中小企業の会社の方たちからは、少し違う話というような印象がある。それをモデルとされても、導入できるかどうかわからないという話になると思う。モデル事業としてはそこが導入しやすかったのかもしれないが、次につなげるためにも、中小企業としてもどのようなことができるのかへの期待度は高いので、配慮をお願いしたい。</p> <p>また、中小企業でも再生可能エネルギー関連の事業等を実施しているため、計画書制度を行うことによって、そういう仕事につながるような、効果が出るような進め方をしてもらえると良い。</p>
事務局(環境企画課長)	<p>今回のモデル事業は、一定以上のエネルギーを使用している事業者を対象としたが、他の事例を見ても、中小企業の皆様への制度への参画を推奨している事例などもある。また、モデル事業の中でも、例えば設備を交換するというような多額な費用がかかるような削減策だけでなく、それ以外にも、例えば空調やボイラーの管理や省エネ行動を掲示して、みんなで見える化したり、従業員の環境に配慮したさまざまな取り組みを共有するなど、小さな取り組みかもしれないが、それを小まめにやっている事業所もあった。こうしたソフト的な取り組みも非常に重要なことと考えており、また、モデル事業に参加された皆様からも、事業所内での環境への意識が高まったということもメリットの一つとして言われているところである。</p> <p>こうした部分は、事業所の規模にかかわらず取り入れていただけるものであり、また、そこが非常に大切なところなのではないかと考えている。</p> <p>今後、他都市で中小企業も対象にしたような事例などもご紹介しながら、この制度についてご審議いただきたい。</p>
議長（渡邊会長）	<p>シート15で、主な論点を事務局が整理している。</p> <p>ここまで、主な議論はアクションプログラムのほうにやや偏っているような印象もあるが、条例の方について質問や意見はあるか。</p>
永幡幸司副会長	<p>条例に対する意見そのものになるか、今までの議論に引き続いたところになるか微妙だが、この審議会でも前期、昨年度までの委員でも話題にな</p>

	<p>ていた SDGs、Sustainable Development Goals というものをやはり意識しなければいけないというのは、共通の認識だと思う。それを考えたときに、この条例、あるいはそれに基づき実施するアクションプログラムが、どの程度周りのことを見て作られるべきものなのか、見えないところがある。</p> <p>例えば、シート 13 の「事業拡大で排出量が増加する場合に、低評価になるのが懸念される」という問題も、例えば CO<sub>2</sub> を削減することだけを強調して取り組むのであれば、低評価になるのは当然だが、そうではなくて、全体的にバランスを見たときに、事業活動がそれぐらい増えているのであれば、ここまで排出量の増は許せるのではないかという、何か線引きをして評価をしなければいけない可能性もある問題である。</p> <p>さらに、人口が増えたから仙台市の CO<sub>2</sub> が増えているという話に関しても、仙台市単体で見た場合は、CO<sub>2</sub> の排出量が増えているかもしれないが、転入前の自治体ではその分が減っており、相殺されて、日本全体、あるいは地球全体では、変動がないかもしれない。例えば、そういうところをどうやって見るのが、仙台市の中の CO<sub>2</sub> をとにかく削減するのか、どの辺に目標を据えていて、どのように評価するのかという最低限の枠組みについて、みんなが共通認識を持っていないと、議論が暴走してしまうか、あるいは役に立たないものになってしまうという問題が起きかねない。どのような視点で、何を重要視しているのか、仙台市単体での削減などのなど、基本的な枠組みはどのようにお考えなのかをお聞かせいただきたい。</p>
事務局（環境局次長兼環境部長）	<p>大変難しい質問ではあるが、ご案内のとおり、SDGs は 2030 年度をゴールとする 17 の目標を中心とした取り組みで、国際的に取り組まれるものである。</p> <p>今回、条例制定を検討する目的としては、CO<sub>2</sub> 削減という問題を中心に据え、2030 年度よりさらに先を見据えて市民・事業者・行政が取り組むべき理念ないしは方向性を定めることだと思っている。一方で、アクションプログラムというのは、短期的・中期的に、仙台市独自に削減する具体的な取り組みの一つとして掲げられるものであると理解している。</p> <p>条例で一定程度、中長期的な理念ないしは基本的な取り組みの方向性を定める。現在の市の削減目標は 2020 年度までのものだが、条例に基づき、例えば 2030 年度までの 10 か年の計画を策定し、その策定に当たっては、削減目標や、具体的な施策、重点プロジェクトが盛り込まれていく、というようなイメージを持っている。</p> <p>また、仙台市域内だけ減れば良いのか否かということでなく、最終目標は、経済活動などがしっかりと活発化した上で、さらに CO<sub>2</sub> が削減されていくことであると考えている。CO<sub>2</sub> 削減対策が事業活動のコストと相反する</p>

	といった概念ではなくて、CO <sub>2</sub> 削減対策に取り組むことがむしろ事業活動、市民活動にとってプラスになっていくような思想・発想のもとに条例を考え、かつ具体的な施策は10年ないしは5年単位でしっかりとこれを見直し、改定しながら取り組んでいくようなイメージで、現時点では捉えている。
齊藤千映美委員	地球温暖化対策推進計画と条例との関係についてだが、パリ協定に基づいて国が定めた温暖化ガスの排出削減目標というのは、かなり細かく、例えば民生部門で何%というふうに分かれている。そういうものを一体化してやっていこうとすると、例えば仙台市では、環境影響評価をどうしていくか、廃棄物の減量をどう進めていくか、ということが全て関わってくると思う。温暖化対策の推進を数値目標を持ってやろうとすればするほど、他の条例との関係というものが出てくると思うが、その辺が一体化して進められるようなあり方や、あるいは条例同士の関係、他の条例の改正などがあり得るのかといった点について教えていただきたい。
事務局(環境局次長兼環境部長)	相互に関連する部分はあるため、十分に調整した上で、審議会の中でも必要な資料を示しながら進めていきたいと考えている。
齊藤千映美委員	削減目標があって、各部門をそれぞれの施策で削減していくと思うが、全体像というのはどこで把握しているのか。
事務局(環境局次長兼環境部長)	現行の2020年度までの目標は2030年度の国の目標に5%上乗せし、それをバックキャストして、平成32年度までに独自の取り組みによる削減分も含めて764万トンという目標を定めている。その独自の取り組み分については、積み上げの数値も持っております、ごみの削減により減る分も見越した上で計算をしている。
事務局(環境局长)	先ほどもSDGsの話題もあったが、環境問題は温暖化だけではない中で、本市では基本的に環境プランの中で大きな枠組みの目標がある。その中で、4つの都市像をお示しし、さまざまな施策を講じていくこととしている。そのうちの一つである地球温暖化対策については、今回、審議会の中で議論していただいて、温暖化対策の具体的な施策の方向性という枠組みをつくっていただく。そういう中での基本的な方向性、責務、そういうところを明確にして、市民・事業者、本市が一緒になって取り組むということになろうかと思われる。それから、ごみなどの分野は、その分野の条例や計画を作っているため、必要があれば見直しを行いつつ、全体の中で整合をとりつつ事業を進めていくことになる。
渡辺博委員	今、SDGsの話が出たが、これは環境だけではなくて、都市経営全般に関わることである。仙台市は、今年度、2020年以降の総合計画をつくる準備に入るが、そういう基本的な計画がある。また、SDGsも国が率先して取り組んでいる。そ

	<p>うした大きな枠組みで捉えると、議論が拡散してしまうのではないかという懸念が生じた。</p> <p>どこに線を引いて、集中させていくのかを整理しないと難しいと感じる。</p>
議長（渡邊会長）	<p>事務局からの説明、資料1のシート8にもあったように、低炭素都市という将来像に近づくために地球温暖化対策推進計画を推進している。だから、省エネ、低炭素という話になっている。</p> <p>今、いろいろなご意見が出ている中で、私も1つ難しいことを言うが、やはり、地球温暖化対策ではなくて、もう気候変動への対策というふうに考えなければいけない。そうなると、低炭素、緩和策だけではなく、資料1の初めの方にあるように、自然災害への適応ということを考えていいく必要があるが、まず少なくとも最低限のミッションは、この低炭素に関わる部分であるので、最優先に議論しなくてはいけない。</p> <p>一方で、この議論はここだけに留めていいのかという問題提起を、今日も多くの方がされている。アクションプランのほうはある程度目的がはっきりしているかもしれないが、これから条例、アクションプランについて議論を重ね、他の部局なり条例等とのすみ分け、整理も踏まえながら、場合によっては、この審議会から他の部門に、意見を申し上げるという展開もありうるかもしれないと思った。</p> <p>尽きない議論ではあるが、まずはこういう議論をスタートしたいというのが、本日の市長からの諮問であり、この審議会に課せられたミッションである。引き続き議論は継続していくことは当然として、本日は次の議題に進みたいと思うがよろしいか。</p>
各委員	異議なし。
議長（渡邊会長）	それでは、議事・報告事項の（2）地球温暖化対策検討部会の設置について、事務局より説明をお願いする。
事務局（環境企画課長）	（資料2に基づき、地球温暖化対策検討部会を設置する案について説明）
議長（渡邊会長）	事務局より、専門的な議論を集中して行うために検討部会を設置することについて説明いただいたが、ご意見もしくはご質問等をお願いする。
各委員	異議なし。
議長（渡邊会長）	<p>では、検討部会を設置することについては承認を得たとして進める。</p> <p>ご承認を踏まえ、改めて先ほど市長より諮問いただいた、諮問第10号の審議のため、検討部会を設置し、今後の審議を進めていくこととする。</p> <p>検討部会の委員については、事務局から説明があったように、要綱上、会長が指名することになっている。資料2の「検討部会の位置付け・構成」にある、学識経験者、事業者団体の代表、環境に関連する市民団体の代表者という観点から、また、人数も、検討部会であり大勢とはいかないため、</p>

	<p>諸般のご意見を頂戴しつつ、これから申し上げる6人の委員の方々を指名させていただきたい。</p> <p>青木ユカリ委員、風間聰委員、駒井武委員、高山秀樹委員、引地智恵委員、緑上浩子委員、こちらの方々で、いわゆる学識経験者、事業者団体の代表者、環境に関連する市民団体の代表者を網羅できると考えているが、いかがか。</p>
各委員	異議なし。
議長（渡邊会長）	<p>それでは、本日、ご欠席の風間委員と緑上委員については、改めて私から打診し、指名するということで会長預かりにさせていただく。</p> <p>検討部会の委員となられる皆様には、多忙を極めいらっしゃる中であるが、大事な検討部会であり、よろしくお願いしたい。</p> <p>また、部会長についても、同様に会長が指名することになっているため、私から指名させていただく。部会長には、地球温暖化対策に造詣が深い駒井委員が適任と思っているが、いかがか。</p>
各委員	異議なし。
議長（渡邊会長）	駒井委員、よろしくお願い申し上げる。
駒井武委員	<p>私自身、東京都や千葉県、さいたま市、といったところで地球温暖化対策のプランの審議に10年ほど前から関わっている。大都市の状況とこういう森林に囲まれたような状況で、少し違うと考えている。</p> <p>本日の意見の中にも、SDGsの話題や、インセンティブあるいはベネフィットの話題があったが、いろいろな観点から、仙台特有のものを議論していきたい。</p> <p>また、アクションプランについては、リスクもあるが、一方では便益もある話であり、ぜひ積極的な議論を通じて、仙台市の環境全体の改善に努めていきたいと考えているので、よろしくお願いしたい。</p>
議長（渡邊会長）	続いて、議事・報告事項の（3）今後の進め方について、事務局より説明をお願する。
事務局（環境企画課長）	（資料3に基づき、環境審議会及び地球温暖化対策検討部会の今後の進め方について説明）
議長（渡邊会長）	ただいま事務局より今後の進め方について説明いただいたが、説明について、ご意見もしくはご質問等をお願いする。
木坂理絵委員	<p>進め方と、本日の（1）の議論と関連することで質問である。</p> <p>もう既に、国の省エネ法の対象になっている事業者からのみモデル事業の対象が選ばれているということであれば、そもそも中小企業の方に、排出削減の計画書を提出する義務を課すという選択肢が事実上はないという気がしている。検討部会で今後議論していただくにしても、試しにやってみてもいいというから、義務を課すというところまで踏み出せないので</p>

	<p>ないか。他方で、事務局が尽力し2年ほどかけてモデル事業を実施したが、今後かなりタイトなプランで条例を検討することになっている中で、今から、もともと計画書の作成やCO<sub>2</sub>排出量の算出を行っていない事業所を対象に、一からモデル事業を行うというのも、現実味がないとは感じる。</p> <p>対象を広げたモデル事業が必要となれば、今からでも実施する可能性があるのかという点や、条例制定のスケジュールが絶対的なものかを伺いたい。</p>
事務局(環境局次長兼環境部長)	<p>確かに、この検討のスケジュールがタイトだというのは感じている。</p> <p>また、省エネ法で指定を受ける事業者以外は、全く前提がない状態であり、例えば、仮に答申をいただいて条例化するとなった場合でも、一定程度の説明なり周知期間は、相応に必要であり、さまざまな説明の機会は十分に設けたいと考えている。</p> <p>それから、義務化するか推奨化するかという問題で、義務化となった場合には、一定の猶予期間や移行期間を設けることも場合によってはありうると思っているので、その辺りは臨機応変に考えたい。</p> <p>この制度については、義務を課すだけのものではなくて、できる限り多くの事業者に参画いただいて、CO<sub>2</sub>の削減を目的としつつも、一方では企業のエネルギーコスト、効率化にもつながるということをご理解いただけるよう、意見交換しながら、進めていきたいと思っている。</p>
渡辺博委員	<p>私も、非常にタイトなスケジュールだと思っている。</p> <p>6月上旬に答申をすることになるが、それから条例化していくって、議会で最終的に審議をして成立するということになると、これはぎりぎりなのかなと感じる。第1回定例会で審議する予定か。</p> <p>駒井部会長のもと、部会委員の皆さん方が議論を深めている中で、予想しないような問題やご意見が出てくるかもしれない。それに対応していくためには、目標はあるにしても、もう少し柔軟なところがあってもいいのかなと思う。やはり、多くの皆さん方に理解をいただき、協力をいただくことが効果につながる。その辺が非常に大切で、市民協働を行政運営の基本にしている本市としては、丁寧に時間をかけるところはあっていいのではないか。駒井部会長に少し余裕を持っていただくことがあってもいいと思うが、事務局の考え方を伺いたい。</p>
事務局(環境局次長兼環境部長)	<p>先ほどご説明した今後のスケジュールは、あくまでも現時点での事務局の想定スケジュールであるので、十分に審議をいただき、よりよいものへの議論が深まることが第一である。</p> <p>それから、計画書の提出を義務化ないしは推奨化する意味では、広く事業者の方々を始めとする皆さんのご理解のもと進めていくというのが最も大事だと思っており、必ずしもこのスケジュールに捉われずに、十分にご</p>

	議論、周知、説明を行った上で進めていくことを基本として進めてまいりたい。
木坂理絵委員	このスケジュールがタイトだと申し上げた趣旨は、もし新たに対象を広げてまたモデル事業をやるとなると、タイトであるという趣旨だったので、私自身は、仙台市として十分審議を深めた上ではあるが、すばらしい条例が制定されるという点で、可能な限り早いほうがよかろうとは考えている。
議長（渡邊会長）	ほかに何かご意見、ご質問等はあるか。 それでは、議事・報告事項については以上とする。 最後に事務局から連絡事項などはあるか。
事務局	次回の審議会は11月15日木曜日の午前または午後を候補として、現在、委員の皆様に日程のご相談をさせていただいている。詳細が決まり次第改めてご案内するので、よろしくお願いしたい
議長（渡邊会長）	それでは、以上で本日の環境審議会の議事を終了する。 審議の円滑な運営にご協力いただき感謝する。

平成30年11月15日

仙台市環境審議会会長

氏名 渡邊清文

仙台市環境審議会委員

氏名 大越和加